

違反建築物等関係者の告発に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 建築基準法違反事件について、同法第98条、第99条、第101条および第102条に規定する罰則を求める告発に係る事務処理を定めるものとする。

(告発の重点対象者)

第2条 告発の重点対象者は、原則として公益上著しく他に害を及ぼす違反建築物等の所有者、設計者、現場監理者または工事の請負人で当該建築物に係る工事停止命令、是正命令等に従わない者とする。

(告発前の通知)

第3条 告発に先立ち違反者に自主是正を促すとともに、事前に通知する。

(告発手続き)

第4条 告発状は、別紙に基づき作成する。

2 告発状は、縦書きとし、当該違反建築物等の所在地を管轄する警察署長あてとする。

3 告発状には、次の書類を添付する。

なお、これは将来証拠書類になるべきものであるので正確にわかりやすく記載するものとする。

(1) 違反建築物等に係る調査報告書

ア 実際に調査した者が上司に報告する形式で作成すること。

イ 報告者の職および氏名を記載すること。

ウ 報告書の作成年月日を記載すること。

(2) 当該建築物の附近見取図、配置図、平面図等

ア 図面に違反部分を明確に指摘すること。

イ 図面作成者の職および氏名を記載すること。

ウ 図面の作成年月日を記載すること。

(3) 現場写真

ア 違反部分の状況が明確にわかるような写真を撮影すること。

イ 撮影者の職および氏名を記載すること。

ウ 撮影年月日を記載すること。

- (4) 法第9条の規定による命令書の写し
- (5) 勧告書，通知書等の写しその他参考資料
- (6) 受領書または配達証明書の写し
(告発後の違反建築物等に係る措置)

第5条 告発は，違反建築物等そのものの是正効果を伴うものではないため，告発後においても適正な是正措置を進め，実情に応じて行政代執行の措置を講ずるものとする。

(その他)

第6条 告発に当たっては，検察庁等の法務機関と密接な連絡をとり，あらかじめ処理方針を十分打ち合わせておく。

- 2 告発した場合には，その旨を違反建築物等に関与した設計者，工事監理者，工事の請負人，宅地建物取引業者等を監督する国土交通大臣または北海道知事に通知する。

附 則

この要領は，平成7年11月17日から施行する。

附 則

この要領は，平成20年2月22日から施行する。

告 発 状

告 発 人 住 所

官 職 氏 名

被 告 発 人 住 所

氏 名

右被告発人に対して左記の事案により告発いたします。

平 成 年 月 日

告 発 人

記

- 一 違反事実（具体的に）
- 二 適用法案（条例を含む）
- 三 参考事項

1 告発に至るまでの経過および措置

2 情状等

警 察 署 長 あて